

○国土交通省令第九十二号

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和四年十二月二十三日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 建築主が講ずべき措置等</p> <p>第一節～第四節 (略)</p> <p>第五節 特定一戸建て住宅建築主等の新築する分譲型一戸建て規格住宅等に係る措置(第二十二条)</p> <p>第六節 特定一戸建て住宅建設工事業者等の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅等に係る措置(第二十二条の二)</p> <p>第二章～第五章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第一章 建築主が講ずべき措置等</p> <p>第五節 特定一戸建て住宅建築主等の新築する分譲型一戸建て規格住宅等に係る措置</p> <p>第六節 特定一戸建て住宅建設工事業者等の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅等に係る措置</p> <p>(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請)</p> <p>第二十三条 法第三十四条第一項の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請をしようとする者は、別記様式第三十三による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の表の(い)項及び(ろ)項に掲げる図書その他所管行政庁が必要と認める図書(法第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合の正本に添える図書にあっては、当該図書の設計者の氏名の記載があるものに限る。)を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない</p>	<p>目次</p> <p>第一章 建築主が講ずべき措置等</p> <p>第一節～第四節 (略)</p> <p>第五節 特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅に係る措置(第二十二条)</p> <p>第六節 特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅に係る措置(第二十二条の二)</p> <p>第二章～第五章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第一章 建築主が講ずべき措置等</p> <p>第五節 特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅に係る措置</p> <p>第六節 特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅に係る措置</p> <p>(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請)</p> <p>第二十三条 法第三十四条第一項の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請をしようとする者は、別記様式第三十三による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の表の(い)項及び(ろ)項に掲げる図書その他所管行政庁が必要と認める図書(法第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合の正本に添える図書にあっては、当該図書の設計者の氏名の記載があるものに限る。)を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない</p>

ならない。ただし、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、同表の(ろ)項に掲げる図書に代えて同表の(は)項に掲げる図書を提出しなければならない。

		(ろ)				(い)		
(略)		機器表		(略)		配置図	(略)	図書の種類
(略)			(略)					
		空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の一層の向上に資する建築設備		(略)			(略)	明示すべき事項
(略)			(略)	(略)		空気調和設備等及び空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の一層の向上に資する建築設備(以下この表において「エネルギー消費性能向上設備」という。)の位置	(略)	

ならない。ただし、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、同表の(ろ)項に掲げる図書に代えて同表の(は)項に掲げる図書を提出しなければならない。

		(ろ)				(い)		
(略)		機器表		(略)		配置図	(略)	図書の種類
(略)			(略)					
		空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備		(略)			(略)	明示すべき事項
(略)			(略)	(略)		空気調和設備等及び空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備(以下この表において「エネルギー消費性能向上設備」という。)の位置	(略)	

(は)		機器表		制御図		各階平面図		系統図	
空気調和設備等以外のエネルギー	消費性能の向上に資する建築設備	(略)	(略)	空気調和設備等以外のエネルギー	消費性能の向上に資する建築設備	(略)	(略)	空気調和設備等以外のエネルギー	消費性能の向上に資する建築設備
空気調和設備等以外のエネルギー	消費性能の向上に資する建築設備の種別	(略)	(略)	空気調和設備等以外のエネルギー	消費性能の向上に資する建築設備の制御方法	(略)	(略)	空気調和設備等以外のエネルギー	消費性能の向上に資する建築設備の位置及び連結先

(は)		機器表		制御図		各階平面図		系統図	
空気調和設備等以外のエネルギー	消費性能の向上に資する建築設備	(略)	(略)	空気調和設備等以外のエネルギー	消費性能の向上に資する建築設備	(略)	(略)	空気調和設備等以外のエネルギー	消費性能の向上に資する建築設備
空気調和設備等以外のエネルギー	消費性能の向上に資する建築設備の種別、位置	(略)	(略)	空気調和設備等以外のエネルギー	消費性能の向上に資する建築設備の制御方法	(略)	(略)	空気調和設備等以外のエネルギー	消費性能の向上に資する建築設備の位置及び連結先

	層の向上に資する建築設備	、位置、仕様、数及び制御方法
--	--------------	----------------

2・3 (略)

(建築物エネルギー消費性能向上計画の記載事項)
 第二十四条 法第三十四条第二項第四号の国土交通省令で定める事項は、エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期とする。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更)
 第二十六条 法第三十六条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期又は完了予定時期の六月以内の変更
- 二 前号に掲げるもののほか、建築物のエネルギー消費性能を一層向上させる変更その他の変更後も建築物エネルギー消費性能向上計画が法第三十五条第一項各号に掲げる基準に適合することが明らかなる変更(同条第二項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出た場合には、建築基準法第六条第一項(同法八十七条第一項において準用する場合を含む。)に規定する軽微な変更であるものに限る。)

様式第二十一 (第十条関係) (日本産業規格A列7番)
 (略)
 (裏)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋
 第17条 所管行政庁は、第14条又は前条の規定の施行に必要な限

	上に資する建築設備	、仕様、数及び制御方法
--	-----------	-------------

2・3 (略)

(建築物エネルギー消費性能向上計画の記載事項)
 第二十四条 法第三十四条第二項第四号の国土交通省令で定める事項は、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期とする。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更)
 第二十六条 法第三十六条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期又は完了予定時期の六月以内の変更
- 二 前号に掲げるもののほか、建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更その他の変更後も建築物エネルギー消費性能向上計画が法第三十五条第一項各号に掲げる基準に適合することが明らかなる変更(同条第二項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出た場合には、建築基準法第六条第一項(同法八十七条第一項において準用する場合を含む。)に規定する軽微な変更であるものに限る。)

様式第二十一 (第十条関係) (日本産業規格A列7番)
 (略)
 (裏)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋
 第17条 所管行政庁は、第14条又は前条の規定の施行に必要な限

度において、建築主等に対し、特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2・3 (略)
第75条 (略)

様式第二十六 (第十五条及び附則第二条第六項関係) (日本産業規格A列7番)

(略)
(裏)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条 所管行政庁は、第14条又は前条の規定の施行に必要な限度において、建築主等に対し、特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2・3 (略)

第21条 所管行政庁は、第19条第2項及び第3項並びに前条第3項の規定の施行に必要な限度において、建築主等に対し、建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に

度において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2・3 (略)
第75条 (略)

様式第二十六 (第十五条及び附則第二条第六項関係) (日本産業規格A列7番)

(略)
(裏)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条 所管行政庁は、第14条又は前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2・3 (略)

第21条 所管行政庁は、第19条第2項及び第3項並びに前条第3項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、建築物の建築物エネルギー消費性能基

し報告させ、又はその職員に、建築物若しくはその工事現場に立ち入り、建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

2 (略)

第75条 (略)

附則第3条

10 所管行政庁は、第3項、第4項及び前項の規定の施行に必要な限度において、建築主等に対し、特定増改築に係る特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、特定増改築に係る特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定増改築に係る特定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

11 (略)

様式第三十二 (第二十二条関係) (日本産業規格A列7番)

(略)

(裏)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条 所管行政庁は、第14条又は前条の規定の施行に必要な限度において、建築主等に対し、特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、建築物若しくはその工事現場に立ち入り、建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

2 (略)

第75条 (略)

附則第3条

10 所管行政庁は、第3項、第4項及び前項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、特定増改築に係る特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、特定増改築に係る特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定増改築に係る特定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

11 (略)

様式第三十二 (第二十二条関係) (日本産業規格A列7番)

(略)

(裏)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条 所管行政庁は、第14条又は前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

- 2・3 (略)
第30条
- 4 国土交通大臣は、前3項の規定の施行に必要な限度において、特定一戸建て住宅建築主等に対し、その新築する分譲型一戸建て規格住宅等に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、特定一戸建て住宅建築主等の事務所その他の事業場若しくは特定一戸建て住宅建築主等の新築する分譲型一戸建て規格住宅等若しくはその工事現場に立ち入り、特定一戸建て住宅建築主等の新築する分譲型一戸建て規格住宅等、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 (略)
第75条 (略)

様式第三十二の二 (第二十二条の二関係) (日本産業規格A列7番)

(略)
(裏)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条 所管行政庁は、第14条又は前条の規定の施行に必要な限度において、建築主等に対し、特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならぬ。

2・3 (略)
第33条

- 2・3 (略)
第30条
- 4 国土交通大臣は、前3項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定建築主に対し、その新築する分譲型一戸建て規格住宅に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、特定建築主の事務所その他の事業場若しくは特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 (略)
第75条 (略)

様式第三十二の二 (第二十二条の二関係) (日本産業規格A列7番)

(略)
(裏)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条 所管行政庁は、第14条又は前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならぬ。

2・3 (略)
第33条

4 国土交通大臣は、前3項の規定の施行に必要な限度において、特定一戸建て住宅建設工事業者等に対し、その新たに建設する請負型一戸建て規格住宅等に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、特定一戸建て住宅建設工事業者等の事務所その他の事業場若しくは特定一戸建て住宅建設工事業者等の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅等若しくはその工事現場に立ち入り、特定一戸建て住宅建設工事業者等の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅等、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5 (略)
第75条 (略)

様式第三十三 (第二十三条第一項関係) (日本産業規格A列4番)

(略)

(第六面)

2. エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等に係る資金計画 (略)

3. エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期 (略)

(注意)

1. ・ 2. (略)

3. 第二面関係

① この面は、エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等が、法第12条第1項の建築物のエネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合につきのみ、記載してください。

②～⑧ (略)

4. (略)

4 国土交通大臣は、前3項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定建設工事業者に対し、その新たに建設する請負型規格住宅に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、特定建設工事業者の事務所その他の事業場若しくは特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅若しくはその工事現場に立ち入り、特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5 (略)
第75条 (略)

様式第三十三 (第二十三条第一項関係) (日本産業規格A列4番)

(略)

(第六面)

2. エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に係る資金計画 (略)

3. エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期 (略)

(注意)

1. ・ 2. (略)

3. 第二面関係

① この面は、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等が、法第12条第1項の建築物のエネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合につきのみ、記載してください。

②～⑧ (略)

4. (略)

5. 第四面関係

- ① この面は、エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等が、法第12条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合にのみ、記載してください。
- ②・③ (略)
6. ～8. (略)

様式第四十 (第三十三条関係) (日本産業規格A列7番)

(略)
(裏)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条 所管行政庁は、第14条又は前条の規定の施行に必要な限度において、建築主等に対し、特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2・3 (略)

第43条 所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、第41条第2項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に報告させ、又はその職員に、基準適合認定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

2 (略)

5. 第四面関係

- ① この面は、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等が、法第12条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合にのみ、記載してください。
- ②・③ (略)
6. ～8. (略)

様式第四十 (第三十三条関係) (日本産業規格A列7番)

(略)
(裏)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条 所管行政庁は、第14条又は前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2・3 (略)

第43条 所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令の定めるところにより、第41条第2項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に報告させ、又はその職員に、基準適合認定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

2 (略)

第75条 (略)

様式第五十三 (第六十二条関係) (日本産業規格 A列 7番)

(略)
(裏)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条 所管行政庁は、第14条又は前条の規定の施行に必要な限度において、建築物主等に対し、特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2・3 (略)
第58条 (略)
第75条 (略)

様式第六十五 (第七十七条関係) (日本産業規格 A列 7番)

(略)
(裏)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条 所管行政庁は、第14条又は前条の規定の施行に必要な限度において、建築物主等に対し、特定建築物の建築物エネルギー

第75条 (略)

様式第五十三 (第六十二条関係) (日本産業規格 A列 7番)

(略)
(裏)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条 所管行政庁は、第14条又は前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築物主等に対し、特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2・3 (略)
第58条 (略)
第75条 (略)

様式第六十五 (第七十七条関係) (日本産業規格 A列 7番)

(略)
(裏)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条 所管行政庁は、第14条又は前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築物主等に対し、特

消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2・3 (略)
第58条 (略)
第61条 (略)
第75条 (略)

特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2・3 (略)
第58条 (略)
第61条 (略)
第75条 (略)

(建築基準法施行規則の一部改正)

第二条 建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という)。

は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(九)	(八)の(一)	(略)	(イ)	(ロ)	<p>（確認申請書の様式）</p> <p>第一条の三 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表一の(イ)項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表二の(三)項の(ロ)欄に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の(二)項の(ロ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(三)項の(ロ)欄に掲げる日影図と、表一の(ロ)項に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、表二の(二)項の(ロ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の(四)項の(ロ)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>二 (略)</p>
法第二十八条第	(略)				

改正前

(九)	(八)の(一)	(略)	(イ)	(ロ)	<p>（確認申請書の様式）</p> <p>第一条の三 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表一の(イ)項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表二の(三)項の(ロ)欄に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の(二)項の(ロ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(三)項の(ロ)欄に掲げる日影図と、表一の(ロ)項に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、表二の(二)項の(ロ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の(四)項の(ロ)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>二 (略)</p>
法第二十八条第	(略)				

(六)		(七) 〽 (十)			
法第四十三條の 規定が適用さ れる建築物		(略)		一 項 及 び 第 四 項 の 規 定 が 適 用 さ れ る 建 築 物	
配置図	付近見取図	敷地の位置	敷地の道路に接する部分及びその長さ	二 面 以 上 の 断 面 図	令 第 二 十 條 第 二 項 第 一 号 に 規 定 す る 垂 直 距 離
				開 口 部 の 採 光 に 有 効 な 部 分 の 面 積 を 算 出 し た 際 の 計 算 書	居 室 の 床 面 積 開 口 部 の 採 光 に 有 効 な 部 分 の 面 積 及 び そ の 算 出 方 法

(六)		(七) 〽 (十)			
法第四十三條の 規定が適用さ れる建築物		(略)		一 項 及 び 第 四 項 の 規 定 が 適 用 さ れ る 建 築 物	
配置図	付近見取図	敷地の位置	敷地の道路に接する部分及びその長さ	二 面 以 上 の 断 面 図	令 第 二 十 條 第 二 項 第 一 号 に 規 定 す る 垂 直 距 離
				開 口 部 の 採 光 に 有 効 な 部 分 の 面 積 を 算 出 し た 際 の 計 算 書	居 室 の 床 面 積 開 口 部 の 採 光 に 有 効 な 部 分 の 面 積 及 び そ の 算 出 方 法

(五)			
法第四十四条の 規定が適用さ れる建築物		法第四十三條 法第四十二條 第二項 第一號 又は第 二號の 規定が 適用さ れる建 築物	
その他法第四 十四條の規定 に適合するこ との確認に必 要な図書	二面以上の断 面図	付近見取図	法第四十三條 第二項第一號 の認定又は同 項第二號の許 可の内容に適 合することの 確認に必要な 図書
法第四十四條に規定する道 路内の建築制限への適合性 審査に必要な事項	敷地の接する道路の位置、 幅員及び種類	敷地境界線	敷地の位置
			当該認定又は許可に係る建 築物の敷地、構造、建築設 備又は用途に関する事項

(五)			
法第四十四条の 規定が適用さ れる建築物		法第四十三條 法第四十二條 第二項 第一號 又は第 二號の 規定が 適用さ れる建 築物	
その他法第四 十四條の規定 に適合するこ との確認に必 要な図書	二面以上の断 面図	付近見取図	法第四十三條 第二項第一號 の認定又は同 項第二號の許 可の内容に適 合することの 確認に必要な 図書
法第四十四條に規定する道 路内の建築制限への適合性 審査に必要な事項	敷地の接する道路の位置、 幅員及び種類	敷地境界線	敷地の位置
法第四十四條第一項第二號 若しくは第四 號の許可又は 同項第三號の 認定の内容に 四号ま			当該認定又は許可に係る建 築物の敷地、構造、建築設 備又は用途に関する事項

		(三)	(三) (三)	
		法第五十二条の規定が適用される建築物	(略)	法第十四条 法第四十四條 法第四十四條 第一項第二号 若しくは第二号の許可又は同項第三号の認定の内容に適合することの確認に必要な図書
敷地面積求積 図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式	床面積求積図	(略)	当該許可又は認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
その他法第五十二条の規定	法第五十二条に規定する容積率への適合性審査に必要な	蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分、貯水槽設置部分又は宅配ボックス設置部分の床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式		

		(三)	(三) (三)	
		法第五十二条の規定が適用される建築物	(略)	での規定が適用される建築物
敷地面積求積 図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式	床面積求積図	(略)	適合することの確認に必要な図書
		蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分、貯水槽設置部分又は宅配ボックス設置部分の床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式		

<p>法第五十二條 第八項 の規定 が適用 される 建築物</p>					<p>法第五十二條 第六項 第三号 の規定 が適用 される 建築物</p>	<p>法第五十二條 第六項 第三号 の規定 が適用 される 建築物</p>	<p>法第五十二條 第六項 第三号 の規定 が適用 される 建築物</p>	<p>に適合するこ との確認に必 要な図書</p>	<p>な事項</p>
<p>敷地境界線</p>	<p>法第五十二條 第八項 第二号 に規定する空 地のうち道路 に接して有効 な部分（以下 「道路に接し て有効な部分 」という。） の配置図</p>	<p>敷地境界線</p>	<p>法第五十二條 第八項 第二号 に規定する空 地のうち道路 に接して有効 な部分（以下 「道路に接し て有効な部分 」という。） の配置図</p>	<p>敷地境界線</p>	<p>敷地境界線</p>	<p>敷地境界線</p>	<p>敷地境界線</p>	<p>敷地境界線</p>	<p>敷地境界線</p>

<p>法第五十二條 第八項 の規定 が適用 される 建築物</p>					<p>法第五十二條 第六項 第三号 の規定 が適用 される 建築物</p>	<p>法第五十二條 第六項 第三号 の規定 が適用 される 建築物</p>	<p>法第五十二條 第六項 第三号 の規定 が適用 される 建築物</p>	<p>に適合するこ との確認に必 要な図書</p>	<p>な事項</p>
<p>敷地境界線</p>	<p>法第五十二條 第八項 第二号 に規定する空 地のうち道路 に接して有効 な部分（以下 「道路に接し て有効な部分 」という。） の配置図</p>	<p>敷地境界線</p>	<p>法第五十二條 第八項 第二号 に規定する空 地のうち道路 に接して有効 な部分（以下 「道路に接し て有効な部分 」という。） の配置図</p>	<p>敷地境界線</p>	<p>敷地境界線</p>	<p>敷地境界線</p>	<p>敷地境界線</p>	<p>敷地境界線</p>	<p>敷地境界線</p>

		(三)	(三) 〃 (天)	(三)		
法第五十八条の規定が適用される建築物		(略)	(略)	法第五十五条の規定が適用される建築物	申請に係る建築物又はその部分の外壁又はこれに代わる柱の中心線及びその長さ	
配置図	(略)			法第五十五条第二項の認定又は同条第三項若しくは第四項の許可の内容に適合することの確認に必要なる図書		法第五十五条第二項の認定又は同条第三項若しくは第四項の許可の内容に適合することの確認に必要なる図書
線	地盤面の異なる区域の境界線			当該認定又は許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項		当該認定又は許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項

		(三)	(三) 〃 (天)	(三)		
法第五十八条の規定が適用される建築物		(略)	(略)	法第五十五条の規定が適用される建築物	申請に係る建築物又はその部分の外壁又はこれに代わる柱の中心線及びその長さ	
配置図	(略)			法第五十五条第二項の認定又は同条第三項若しくは第二号の許可の内容に適合することの確認に必要なる図書		法第五十五条第二項の認定又は同条第三項若しくは第二号の許可の内容に適合することの確認に必要なる図書
線	地盤面の異なる区域の境界線			当該認定又は許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項		当該認定又は許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項

		(空)	(空) 〽 (三五)					
令第百三十七 条の八 の規定 が適用 される	(略)	法第八十六条の 七の規定が適用 される建築物	(略)	(略)	法第五十八 条第二項 の規定 が適用 される 建築物	法第五十八 条第二項の許可 の内容に適合 することの確 認に必要な図 書	二面以上の断 面図	高度地区の境界線
					各階平面図	(略)	増築前におけるエレベータ ーの昇降路の部分、共同住 宅又は老人ホーム等の共用 の廊下又は階段の用に供す	当該許可に係る建築物の敷 地、構造、建築設備又は用 途に関する事項

		(空)	(空) 〽 (三五)					
令第百三十七 条の八 の規定 が適用 される	(略)	法第八十六条の 七の規定が適用 される建築物	(略)	(略)	(略)	(略)	二面以上の断 面図	高度地区の境界線
					各階平面図	(略)	増築前におけるエレベータ ーの昇降路の部分、共同住 宅又は老人ホーム等の共用 の廊下又は階段の用に供す	土地の高低

(五) (六)			
(略)	(略)	建築物	
		(略)	る部分、法第五十二条第六項第三号に掲げる建築物の部分、自動車車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分、貯水槽設置部分及び宅配ボックス設置部分以外の部分

三〇五 (略)
二〇一 (略)

(許可申請書及び許可通知書の様式)

第十条の四 法第四十三条第二項第二号、法第四十四条第一項第二号若しくは第四号、法第四十七条ただし書、法第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書、第十三項ただし書若しくは第十四項ただし書（法第八十七条第二項又は第八十七條第二項又は第三項において準用する場合を含む。）、法第五十二条第十項、第十一項若しくは第十四項、法第五十三条第四項、第

(五) (六)			
(略)	(略)	建築物	
		(略)	る部分、自動車車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分、貯水槽設置部分及び宅配ボックス設置部分以外の部分

三〇五 (略)
二〇一 (略)

(許可申請書及び許可通知書の様式)

第十条の四 法第四十三条第二項第二号、法第四十四条第一項第二号若しくは第四号、法第四十七条ただし書、法第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書、第十三項ただし書若しくは第十四項ただし書（法第八十七条第二項又は第八十七條第二項又は第三項において準用する場合を含む。）、法第五十二条第十項、第十一項若しくは第十四項、法第五十三条第四項、第

五項若しくは第六項第三号、法第五十三條の二第一項第三号若しくは第四号（法第五十七條の五第三項において準用する場合を含む。）、法第五十五條第三項若しくは第四項各号、法第五十六條の二第一項ただし書、法第五十七條の四第一項ただし書、法第五十八條第二項、法第五十九條第一項第三号若しくは第四項、法第五十九條の二第二項、法第六十條の二第一項第三号、法第六十條の二の二第一項第二号若しくは第三項ただし書、法第六十條の三第一項第三号若しくは第二項ただし書、法第六十七條第三項第二号、第五項第二号若しくは第九項第二号、法第六十八條第一項第二号、第二項第二号若しくは第三項第二号、法第六十八條の三第四項、法第六十八條の五の三第二項、法第六十八條の七第五項、法第八十五條第三項、第五項若しくは第六項又は法第八十七條の三第三項、第五項若しくは第六項の規定（以下この条において「許可関係規定」という。）による許可を申請しようとする者は、別記第四十三号様式（法第八十五條第三項、第五項若しくは第六項又は法第八十七條の三第三項、第五項若しくは第六項の規定による許可の申請にあつては別記第四十四号様式）による申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定行政庁が規則で定める図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

255 (略)

（認定申請書及び認定通知書の様式）

第十條の四の二 法第四十三條第二項第一号、法第四十四條第一項第三号、法第五十二條第六項第三号、法第五十五條第二項、法第五十七條第一項、法第六十八條第五項、法第六十八條の三第一項から第三項まで若しくは第七項、法第六十八條の四、法第六十八條の五の二、法第六十八條の五の五第一項若しくは第二項、法第六十八條の五の六、法第八十六條の六第二項、令第三百三十一條の二第二項若しくは第三項又は令第三百三十七條の十六第二号の規定（以下この条において「認定関係規定」という。）による認定を申請しようとする者は、別記第四十八号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定行政庁が規

五項若しくは第六項第三号、法第五十三條の二第一項第三号若しくは第四号（法第五十七條の五第三項において準用する場合を含む。）、法第五十五條第三項各号、法第五十六條の二第一項ただし書、法第五十七條の四第一項ただし書、法第五十九條第一項第三号若しくは第四項、法第五十九條の二第二項、法第六十條の二の二第一項第三号、法第六十條の三第一項第三号若しくは第二項、法第六十七條第三項第二号、第五項第二号若しくは第九項第二号、法第六十八條第一項第二号、第二項第二号若しくは第三項第二号、法第六十八條の三第四項、法第六十八條の五の三第二項、法第六十八條の七第五項、法第八十五條第三項、第五項若しくは第六項又は法第八十七條の三第三項、第五項若しくは第六項の規定（以下この条において「許可関係規定」という。）による許可を申請しようとする者は、別記第四十三号様式（法第八十五條第三項、第五項若しくは第六項又は法第八十七條の三第三項、第五項若しくは第六項の規定による許可の申請にあつては別記第四十四号様式）による申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定行政庁が規則で定める図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

255 (略)

（認定申請書及び認定通知書の様式）

第十條の四の二 法第四十三條第二項第一号、法第四十四條第一項第三号、法第五十五條第二項、法第五十七條第一項、法第六十八條第五項、法第六十八條の三第一項から第三項まで若しくは第七項、法第六十八條の四、法第六十八條の五の二、法第六十八條の五の五第一項若しくは第二項、法第六十八條の五の六、法第八十六條の六第二項、令第三百三十一條の二第二項若しくは第三項又は令第三百三十七條の十六第二号の規定（以下この条において「認定関係規定」という。）による認定を申請しようとする者は、別記第四十八号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定行政庁が規則で定める図書又は書面を添え

。則で定める図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

2～4 (略)

(容積率の算定の基礎となる延べ面積に床面積を算入しない機械室等に設置される給湯設備その他の建築設備)

第十条の四の四 法第五十二条第六項第三号の国土交通省令で定める建築設備は、建築物のエネルギー消費性能(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二条第一項第二号に規定するエネルギー消費性能をいう。第十条の四の六第一項及び第十条の四の九第一項において同じ。)の向上に資するものとして国土交通大臣が定める給湯設備とする。

(市街地の環境を害するおそれがない機械室等の基準)

第十条の四の五 法第五十二条第六項第三号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 その敷地が幅員八メートル以上の道路に接する建築物に設けられるものであること。
- 二 その敷地面積が千平方メートル以上の建築物に設けられるものであること。
- 三 当該建築物の部分の床面積の合計を居住部分(住宅にあつては住戸をいい、老人ホーム等にあつては入居者ごとの専用部分をいう。)の数の合計で除して得た面積が二平方メートル以下であること。
- 四 当該建築物の部分の床面積の合計が建築物の延べ面積の五十分の一以下であること。

(容積率の制限の緩和を受ける構造上やむを得ない建築物)

第十条の四の六 法第五十二条第十四項第三号の国土交通省令で定める建築物は、次に掲げる工事を行う建築物で当該工事によりその容積率が法第五十二条第一項から第九項までの規定による限度を超えるもの

て、特定行政庁に提出するものとする。

2～4 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

とする。

- 一 建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要な外壁を通しての熱の損失の防止のための工事
 - 二 建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要な軒又はひさしを外壁その他の屋外に面する建築物の部分に設ける工事
 - 三 再生可能エネルギー源（法第五十五条第三項に規定する再生可能エネルギー源をいう。第十条の四の九第一項第一号及び第二号において同じ。）の利用に資する設備を外壁に設ける工事
- 2 前項の工事は、その目的を達成するために必要な最小限度のものでなければならぬ。

（建蔽率の制限の緩和に当たり建築物から除かれる建築設備）

第十条の四の七 令第三百三十五条の二十一第一号の国土交通省令で定める建築設備は、かごの構造が壁又は囲いを設けている昇降機以外の建築設備とする

（建蔽率の制限の緩和を受ける構造上やむを得ない建築物）

第十条の四の八 法第五十三条第五項第四号の国土交通省令で定める建築物は、第十条の四の六第一項各号に掲げる工事を行う建築物で当該工事によりその建蔽率が法第五十三条第一項から第三項までの規定による限度を超えるものとする。

2 前項の工事は、その目的を達成するために必要な最小限度のものでなければならぬ。

（第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さの制限の緩和を受ける構造上やむを得ない建築物）

第十条の四の九 法第五十五条第三項の国土交通省令で定める建築物は、次に掲げる工事を行う建築物で当該工事によりその高さが法第五十五条第一項及び第二項の規定による限度を超えるものとする。

一 屋根を再生可能エネルギー源の利用に資する設備として使用する

（建蔽率の制限の緩和に当たり建築物から除かれる建築設備）

第十条の四の四 令第三百三十五条の二十第一号の国土交通省令で定める建築設備は、かごの構造が壁又は囲いを設けている昇降機以外の建築設備とする。

（新設）

（新設）

ための工事

- 二 再生可能エネルギー源の利用に資する設備を屋根に設ける工事
- 三 建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要な屋根を通しての熱の損失の防止のための工事

四 建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要な空気調和設備その他の建築設備を屋根に設ける工事（第二号に掲げるものを除く。）

- 2 前項の工事は、その目的を達成するために必要な最小限度のものでなければならぬ。

（特例容積率の限度の指定の申請等）

第十条の四の十 法第五十七条の二第一項の指定（以下この条において「指定」という。）の申請をしようとする者は、別記第四十九号の様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

一・二 (略)

- 三 指定の申請をしようとする者以外に申請敷地について令第三百三十五条の二十三に規定する利害関係を有する者がある場合においては、これらの者の同意を得たことを証する書面

四 (略)

- 2・3 (略)

第十条の四の十一・第十条の四の十二 (略)

（指定の取消しの申請等）

第十条の四の十三 法第五十七条の三第二項の指定の取消し（以下この条において「取消し」という。）の申請をしようとする者は、別記第四十九号の様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

一 (略)

（特例容積率の限度の指定の申請等）

第十条の四の五 法第五十七条の二第一項の指定（以下この条において「指定」という。）の申請をしようとする者は、別記第四十九号の様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

一・二 (略)

- 三 指定の申請をしようとする者以外に申請敷地について令第三百三十五条の二十二に規定する利害関係を有する者がある場合においては、これらの者の同意を得たことを証する書面

四 (略)

- 2・3 (略)

第十条の四の六・第十条の四の七 (略)

（指定の取消しの申請等）

第十条の四の八 法第五十七条の三第二項の指定の取消し（以下この条において「取消し」という。）の申請をしようとする者は、別記第四十九号の様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

一 (略)

二 取消対象敷地について所有権及び借地権（法第五十七条の二第一項に規定する借地権をいう。以下同じ。）を有する者全員の合意を証する書面及び令第三百三十五条の二十四に規定する利害関係を有する者の同意を得たことを証する書面

三 (略)
2・3 (略)

(指定の取消しに係る公告の方法)

第十条の四の十四 第十条の四の十二の規定は、法第五十七条の三第三項の規定による公告について準用する。

(高度地区内における建築物の高さの制限の緩和を受ける構造上やむを得ない建築物)

第十条の四の十五 法第五十八条第二項の国土交通省令で定める建築物は、第十条の四の九第一項各号に掲げる工事を行う建築物で当該工事によりその高さが法第五十八条第一項の都市計画において定められた最高限度を超えるものとする。

2 前項の工事は、その目的を達成するために必要な最小限度のものでなければならぬ。

(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定又は許可の申請等)

第十条の十六 法第八十六条第一項又は第二項の規定による認定の申請をする者は、別記第六十一号様式による申請書の正本及び副本に、同条第三項又は第四項の規定による許可の申請をする者は、別記第六十一号の二様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

一 次の表の(i)項に掲げる図書及び法第五十二条第八項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同

二 取消対象敷地について所有権及び借地権（法第五十七条の二第一項に規定する借地権をいう。以下同じ。）を有する者全員の合意を証する書面及び令第三百三十五条の二十三に規定する利害関係を有する者の同意を得たことを証する書面

三 (略)
2・3 (略)

(指定の取消しに係る公告の方法)

第十条の四の九 第十条の四の七の規定は、法第五十七条の三第三項の規定による公告について準用する

(新設)

(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定又は許可の申請等)

第十条の十六 法第八十六条第一項又は第二項の規定による認定の申請をしようとする者は、別記第六十一号様式による申請書の正本及び副本に、同条第三項又は第四項の規定による許可の申請をしようとする者は、別記第六十一号の二様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

一 次の表の(i)項に掲げる図書及び法第五十二条第八項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同

条第一項及び第七項の規定による限度を超えるものである建築物については同表の(イ)項に掲げる図書、同条第九項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項、第二項及び第七項の規定による限度を超えるものである建築物については同表の(ロ)項に掲げる図書、法第五十六条第七項の規定の適用により同項第一号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(ハ)項に掲げる図書、同条第七項の規定の適用により同項第二号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(ニ)項に掲げる図書、同条第七項の規定の適用により同項第三号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(ヘ)項に掲げる図書、法第五十六条の二第一項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物については同表の(ト)項に掲げる図書。ただし、同表の(イ)項に掲げる付近見取図、配置図又は各階平面図は、同表の(イ)項若しくは(ロ)項に掲げる図書、同表の(ロ)項に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、同表の(ハ)項に掲げる隣地高さ制限適合建築物の配置図、同表の(ニ)項に掲げる北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(ト)項に掲げる日影図と、同表の(イ)項に掲げる二面以上の立面図又は断面図は、同表の(ロ)項に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、同表の(ハ)項に掲げる隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の(ヘ)項に掲げる北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

(イ)		図書の種類	明示すべき事項
申請区域内の建築物の敷地境界線、用途、延べ面積、位置及び構造並びに申請に係る			

条第一項及び第七項の規定による限度を超えるものである建築物については同表の(イ)項に掲げる図書、同条第九項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項、第二項及び第七項の規定による限度を超えるものである建築物については同表の(ロ)項に掲げる図書、法第五十六条第七項の規定の適用により同項第一号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(ハ)項に掲げる図書、同条第七項の規定の適用により同項第二号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(ニ)項に掲げる図書、同条第七項の規定の適用により同項第三号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(ヘ)項に掲げる図書、法第五十六条の二第一項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物については同表の(ト)項に掲げる図書。ただし、同表の(イ)項に掲げる付近見取図、配置図又は各階平面図は、同表の(イ)項若しくは(ロ)項に掲げる図書、同表の(ロ)項に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、同表の(ハ)項に掲げる隣地高さ制限適合建築物の配置図、同表の(ニ)項に掲げる北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(ト)項に掲げる日影図と、同表の(イ)項に掲げる二面以上の立面図又は断面図は、同表の(ロ)項に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、同表の(ハ)項に掲げる隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の(ヘ)項に掲げる北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

(イ)		図書の種類	明示すべき事項
申請区域内の建築物の敷地境界線、用途、延べ面積、位置及び構造並びに申請に係る			

(と)	(へ) S (ろ)								
(略)	(略)	(略)	断面図(法第八十六條第一項又は第三項の規定により二以上の構えを成す建築物の建築等に係る認定又は許可の申請をする場合にあつては、隣接する二以上の建築物を含む断面図)	(略)	(略)	(略)	(略)	配置図	建築物と申請区域内の他の建築物との別(法第八十六條第一項又は第三項の規定による認定又は許可(一の建築物の建築に係るものに限る。))の申請をする場合を除く。

(と)	(へ) S (ろ)								
(略)	(略)	(略)	断面図(法第八十六條第一項又は第三項の規定により二以上の構えを成す建築物の建築に係る認定又は許可の申請をする場合にあつては、隣接する二以上の建築物を含む断面図)	(略)	(略)	(略)	(略)	配置図	建築物と申請区域内の他の建築物との別(法第八十六條第一項又は第三項の規定による認定又は許可(一の建築物の建築に係るものに限る。))の申請をする場合を除く。

(略)	日影図	
	(略)	(略)

二 (略)

三 法第八十六条第一項若しくは第二項の規定による認定の申請をする者又は同条第三項若しくは第四項の規定による許可の申請をする者以外に同条第六項に規定する対象区域（以下「対象区域」という。）内の土地について所有権又は借地権を有する者がある場合においては、これらの者の同意を得たことを証する書面

四 (略)

2 法第八十六条の二第一項の規定による認定の申請をする者は、別記第六十一号様式による申請書の正本及び副本に、同条第三項の規定による許可の申請をする者は、別記第六十一号の二様式による申請書の

(略)	日影図	
	(略)	(略)

二 (略)

三 法第八十六条第一項若しくは第二項の規定による認定の申請をしようとする者又は同条第三項若しくは第四項の規定による許可の申請をしようとする者以外に同条第六項に規定する対象区域（以下「対象区域」という。）内の土地について所有権又は借地権を有する者がある場合においては、これらの者の同意を得たことを証する書面

四 (略)

2 法第八十六条の二第一項の規定による認定の申請をしようとする者は、別記第六十一号様式による申請書の正本及び副本に、同条第三項の規定による許可の申請をしようとする者は、別記第六十一号の二様

正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

一 (略)

二 法第八十六条の二第一項の規定による認定の申請をする者以外に公告認定対象区域内にある土地について所有権又は借地権を有する者がある場合又は同条第三項の規定による許可の申請をする者以外に公告許可対象区域内にある土地について所有権又は借地権を有する者がある場合においては、これらの者に対する当該申請に係る建築物の計画に関する説明のために講じた措置を記載した書面

三 (略)

3 法第八十六条の二第二項の規定による許可の申請をする者は、別記第六十一号の様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

一 (略)

二 法第八十六条の二第二項の規定による許可の申請をする者以外に公告認定対象区域内にある土地について所有権又は借地権を有する者がある場合においては、これらの者の同意を得たことを証する書面

三 (略)

4・5 (略)

(対象区域内の建築物の位置及び構造に関する計画)

第十条の十八 法第八十六条第六項の規定による対象区域内の建築物の位置及び構造に関する計画は、同条第一項又は第二項に規定する認定の申請をする者は別記第六十四号様式による計画書に、同条第三項又は第四項に規定する許可の申請をする者は別記第六十四号の様式による計画書に記載するものとする。

式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

一 (略)

二 法第八十六条の二第一項の規定による認定の申請をしようとする者以外に公告認定対象区域内にある土地について所有権又は借地権を有する者がある場合又は同条第三項の規定による許可の申請をしようとする者以外に公告許可対象区域内にある土地について所有権又は借地権を有する者がある場合においては、これらの者に対する当該申請に係る建築物の計画に関する説明のために講じた措置を記載した書面

三 (略)

3 法第八十六条の二第二項の規定による許可の申請をしようとする者は、別記第六十一号の様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

一 (略)

二 法第八十六条の二第二項の規定による許可の申請をしようとする者以外に公告認定対象区域内にある土地について所有権又は借地権を有する者がある場合においては、これらの者の同意を得たことを証する書面

三 (略)

4・5 (略)

(対象区域内の建築物の位置及び構造に関する計画)

第十条の十八 法第八十六条第六項の規定による対象区域内の建築物の位置及び構造に関する計画は、同条第一項又は第二項に規定する認定の申請をしようとする者は別記第六十四号様式による計画書に、同条第三項又は第四項に規定する許可の申請をしようとする者は別記第六十四号の様式による計画書に記載するものとする。

<p>(認定の取消しに係る公告)</p> <p>第十条の二十二の二 特定行政庁は、法第八十六条第一項若しくは第二項又は法第八十六条の二第二項の規定による認定を取り消したとき(法第八十六条の五第二項の規定による認定の取消しをしたときを除く。第三項において同じ。)は、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第八十六条第一項若しくは第二項又は法第八十六条の二第一項の規定による認定を取り消したときは、第一項の規定による公告によつて、その効力を生ずる。</p>	<p>(認定の取消しに係る公告)</p> <p>第十条の二十二の二 特定行政庁は、法第八十六条第一項若しくは第二項又は法第八十六条の二第二項の規定による認定を取り消したとき(法第八十六条の五第二項の規定による認定の取消しをしたときを除く。第三項において同じ。)は、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第八十六条第一項若しくは第二項又は法第八十六条の二第一項の規定による認定を取り消したときは、第一項の規定による公告によつて、その効力を生ずる。</p>
<p>(許可の取消しに係る公告)</p> <p>第十条の二十二の三 特定行政庁は、法第八十六条第三項若しくは第四項又は法第八十六条の二第二項若しくは第三項の規定による許可を取り消したとき(法第八十六条の五第三項の規定による許可の取消しをしたときを除く。第三項において同じ。)は、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第八十六条第三項若しくは第四項又は法第八十六条の二第二項若しくは第三項の規定による許可を取り消したときは、第一項の規定による公告によつて、その効力を生ずる。</p>	<p>(許可の取消しに係る公告)</p> <p>第十条の二十二の三 特定行政庁は、法第八十六条第三項若しくは第四項又は法第八十六条の二第二項若しくは第三項の規定による許可を取り消したとき(法第八十六条の五第三項の規定による許可の取消しをしたときを除く。第三項において同じ。)は、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第八十六条第三項若しくは第四項又は法第八十六条の二第二項若しくは第三項の規定による許可を取り消したときは、第一項の規定による公告によつて、その効力を生ずる。</p>
<p>別記</p> <p>第二号様式(第一条の三、第三条、第三条の三関係) (A4) (第三面)</p> <p>建築物及びその敷地に関する事項</p> <p>【1. 地名地番】～【10. 建築面積】 (略)</p>	<p>別記</p> <p>第二号様式(第一条の三、第三条、第三条の三関係) (A4) (第三面)</p> <p>建築物及びその敷地に関する事項</p> <p>【1. 地名地番】～【10. 建築面積】 (略)</p>
<p>【11. 延べ面積】 (略)</p>	<p>【11. 延べ面積】 (略)</p>

<p>【イ. 建築物全体】～【三. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】 (略)</p> <p>【ホ. 認定機械室等の部分】 () () () ()</p> <p>【ヘ. 自動車車庫等の部分】～【ヒ. 宅配ボックスの設置部分】 (略)</p> <p>【ユ. その他の不算入部分】 () () () ()</p> <p>【ヨ. 住宅の部分】～【ク. 容積率】 (略)</p> <p>【12. 建築物の数】～【19. 備考】 (略)</p>	<p>【イ. 建築物全体】～【三. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>【ホ. 自動車車庫等の部分】～【ヒ. 宅配ボックスの設置部分】 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>【ヨ. 住宅の部分】～【ク. 容積率】 (略)</p> <p>【12. 建築物の数】～【19. 備考】 (略)</p>
<p>(注意)</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 第三面関係</p> <p>①～⑬ (略)</p> <p>⑭ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるもの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものに設ける機械室その他これに類する建築物の部分 (建築基準法施行規則第10条の4の4の規定する建築設備を設置するためのものであって、同規則第10条の4の5各号に掲げる基準に適合するものに限る。)で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの、「ヘ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設 (誘導車路、</p>	<p>(注意)</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 第三面関係</p> <p>①～⑬ (略)</p> <p>⑭ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるもの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設 (誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分、「ヘ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池 (床に据え付けるものに限る。)を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に宅配ボックス (配達された物品 (荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないもの</p>

乗降場を含む。)の用途に供する部分、「上」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「中」に蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分、「下」に自家発電設備を設ける部分、「又」に貯水槽を設ける部分、「上」に宅配ボックス(配達された物品(荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。)の一時保管のための荷受箱をいう。)を設ける部分、「下」に住宅の用途に供する部分、「カ」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。また、建築基準法令以外の法令の規定により、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分を有する場合においては、「ラ」に当該部分の床面積を記入してください。

⑮ (略)

⑯ 11欄の「ヨ」の延べ面積及び「タ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積(この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。))の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの用途に供する部分(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。)の床面積の合計の3分の1の面積)、「ハ」から「ホ」までに記入した床面積、「ニ」から「レ」までに記入した床面積(これらの面積が、次の(1)から(6)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積)及び「ラ」

に限る。)の一時保管のための荷受箱をいう。)を設ける部分、「上」に住宅の用途に供する部分、「中」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。

⑮ (略)

⑯ 11欄の「レ」の延べ面積及び「カ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積(この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。))の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの用途に供する部分(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。)の床面積の合計の3分の1の面積)、「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「又」までに記入した床面積(これらの面積が、次の(1)から(6)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積)を除いた面

<p>に記入した床面積を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合には、「<u>ク</u>」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、7欄「ホ」(2)によることとします。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>⑰～⑳ (略)</p> <p>㉑ 7欄の「ハ」、<u>ニ</u>、「ヘ」及び「ト」、10欄の「ロ」並びに11欄の「<u>ク</u>」は、百分率を用いてください。</p> <p>㉒～㉓ (略)</p> <p>5. ～7. (略)</p> <p>第三号様式(第一条の三、第三条、第三条の三、第三条の四、第三条の七、第三条の十、第六条の三、第十一条の三関係) (A4)</p> <p>建築計画概要書(第二面)</p> <p>建築物及びその敷地に関する事項</p>	<p>積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合には、「<u>カ</u>」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、7欄「ホ」(2)によることとします。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>⑰～⑳ (略)</p> <p>㉑ 7欄の「ハ」、<u>ニ</u>、「ヘ」及び「ト」、10欄の「ロ」並びに11欄の「<u>カ</u>」は、百分率を用いてください。</p> <p>㉒～㉓ (略)</p> <p>5. ～7. (略)</p> <p>第三号様式(第一条の三、第三条、第三条の三、第三条の四、第三条の七、第三条の十、第六条の三、第十一条の三関係) (A4)</p> <p>建築計画概要書(第二面)</p> <p>建築物及びその敷地に関する事項</p>
<p>【1. 地名地番】～【10. 建築面積】 (略)</p>	<p>【1. 地名地番】～【10. 建築面積】 (略)</p>
<p>【11. 延べ面積】 (略)</p> <p>【イ. 建築物全体】～【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】 (略)</p> <p>【<u>ホ</u>. 認定機械室等の部分】 () () () ()</p> <p>【<u>ヘ</u>. 自動車車庫等の部分】～【<u>ロ</u>. 宅配ボックスの設置部分】 (略)</p> <p>【<u>ク</u>. その他の不算入部分】 () () () ()</p> <p>【<u>ニ</u>. 住宅の部分】～【<u>ク</u>. 容積率】 (略)</p>	<p>【11. 延べ面積】 (略)</p> <p>【イ. 建築物全体】～【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>【<u>ホ</u>. 自動車車庫等の部分】～【<u>ロ</u>. 宅配ボックスの設置部分】 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>【<u>ニ</u>. 住宅の部分】～【<u>ク</u>. 容積率】 (略)</p>
<p>【12. 建築物の数】～【19. その他必要な事項】 (略)</p>	<p>【12. 建築物の数】～【19. その他必要な事項】 (略)</p>

第四十三号様式 (第十条の四関係) (A4)
(第二面)
建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】～【7. 主要用途】 (略)

【8. 工事種別】 新築 増築 改築 移転 用途変更
大規模の修繕 大規模の模様替 その他

【9. 建築面積】 (略)

【10. 延べ面積】 (略)

【イ. 建築物全体】～【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】 (略)

【ホ. 認定機械室等の部分】 () () () ()

【ヘ. 自動車車庫等の部分】～【ニ. 宅配ボックスの設置部分】 (略)

【ヨ. その他の不算入部分】 () () () ()

【ウ. 住宅の部分】～【エ. 容積率】 (略)

【11. 建築物の数】～【15. 備考】 (略)

(注意)

1. ・ 2. (略)

3. 第二面関係

①～⑩ (略)

⑪ 8欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、建築基準法第53条第5項第4号、同法第55条第3項及

第四十三号様式 (第十条の四関係) (A4)
(第二面)
建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】～【7. 主要用途】 (略)

【8. 工事種別】 新築 増築 改築 移転 用途変更
大規模の修繕 大規模の模様替

【9. 建築面積】 (略)

【10. 延べ面積】 (略)

【イ. 建築物全体】～【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】 (略)
(新設)

【ホ. 自動車車庫等の部分】～【ニ. 宅配ボックスの設置部分】 (略)
(新設)

【ヘ. 自動車車庫等の部分】～【ニ. 宅配ボックスの設置部分】 (略)

【ヨ. その他の不算入部分】 () () () ()

【ウ. 住宅の部分】～【エ. 容積率】 (略)

【11. 建築物の数】～【15. 備考】 (略)

(注意)

1. ・ 2. (略)

3. 第二面関係

①～⑩ (略)

⑪ 8欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、建築基準法第53条第5項第4号、同法第55条第3項及

び同法第58条第2項に規定する工事のうち、他のいずれのチェックボックスにも該当しないものについては、「その他」に「レ」マークを入れてください。

- ⑬ 10欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものに設ける機械室その他これに類する建築物の部分（建築基準法施行規則第10条の4の4に規定する建築設備を設置するためのものであって、同規則第10条の4の5各号に掲げる基準に適合するものに限る。）で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの、「ヘ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ト」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「チ」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「リ」に自家発電設備を設ける部分、「ヌ」に貯水槽を設ける部分、「ル」に宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分、「エ」に住宅の用途に供する部分、「カ」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。また、建築基準法合以外の法令の規定により、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分を有する場合において、「ウ」に当該部分の床面積を記入してください。

⑭ (略)

- ⑮ 10欄の「ヨ」の延べ面積及び「ク」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他

- ⑬ 10欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ヘ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ル」に宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分、「エ」に住宅の用途に供する部分、「カ」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。

⑭ (略)

- ⑮ 10欄の「ク」の延べ面積及び「カ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他

<p>これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1の面積）、「ハ」から「ホ」までに記入した床面積、「ヘ」から「ユ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(6)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積）及び「ウ」に記入した床面積を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合には、「タ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、6欄「ホ」(2)によることとします。</p> <p>4. (略)</p> <p>⑯ 6欄の「ハ」、 「ニ」、 「ヘ」及び「ト」、 9欄の「ロ」並びに10欄の「タ」は、百分率を用いてください。</p> <p>⑰ (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>第四十八号様式（第十条の四の二関係）（A4） （第二面） 建築物及びその敷地に関する事項</p> <p>【1. 地名地番】～【9. 建築面積】（略）</p> <p>【10. 延べ面積】（略）</p>	<p>これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1の面積）、「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「ヌ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(6)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積）を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合には、「カ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、6欄「ホ」(2)によることとします。</p> <p>4. (略)</p> <p>⑯ 6欄の「ハ」、 「ニ」、 「ヘ」及び「ト」、 9欄の「ロ」並びに10欄の「カ」は、百分率を用いてください。</p> <p>⑰ (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>第四十八号様式（第十条の四の二関係）（A4） （第二面） 建築物及びその敷地に関する事項</p> <p>【1. 地名地番】～【9. 建築面積】（略）</p> <p>【10. 延べ面積】（略）</p>
--	---

<p>【イ. 建築物全体】～【三. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】 (略)</p> <p>【ホ. 認定機械室等の部分】 () () () ()</p> <p>【ヘ. 自動車車庫等の部分】～【ハ. 宅配ボックスの設置部分】 (略)</p> <p>【ニ. その他の不算入部分】 () () () ()</p> <p>【ト. 住宅の部分】～【ク. 容積率】 (略)</p> <p>【11. 建築物の数】～【15. 備考】 (略)</p>	<p>【イ. 建築物全体】～【三. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>【ホ. 自動車車庫等の部分】～【ハ. 宅配ボックスの設置部分】 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>【ト. 住宅の部分】～【ク. 容積率】 (略)</p> <p>【11. 建築物の数】～【15. 備考】 (略)</p>
<p>(注意)</p> <p>1. ・ 2. (略)</p> <p>3. 第二面関係</p> <p>①～⑫ (略)</p> <p>⑬ 10欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものに設ける機械室その他これに類する建築物の部分(建築基準法施行規則第10条の4の4に規定する建築設備を設置するためのものであって、同規則第10条の4の5各号に掲げる基準に適合するものに限る。)で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの、「ヘ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分、「ト」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ク」に蓄電池(床に据え付けるもの</p>	<p>(注意)</p> <p>1. ・ 2. (略)</p> <p>3. 第二面関係</p> <p>①～⑫ (略)</p> <p>⑬ 10欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分、「ヘ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分、「ク」に自家発電設備を設ける部分、「ト」に貯水槽を設ける部分、「ク」に宅配ボックス(配達された物品(荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。))の一時保管のための荷受箱をいう。)を設ける部分、「ト」に住宅の用途に供する部分、「ク」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類する</p>

に限る。) を設ける部分、「ウ」に自家発電設備を設ける部分、「エ」に貯水槽を設ける部分、「ユ」に宅配ボックス(配達された物品(荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。)の一時保管のための荷受箱をいう。)を設ける部分、「ワ」に住宅の用途に供する部分、「カ」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。また、建築基準法令以外の法令の規定により、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分を有する場合においては、「ヲ」に当該部分の床面積を記入してください。

⑭ (略)

⑮ 10欄の「ヨ」の延べ面積及び「タ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積(この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。))の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。)の床面積の合計の3分の1の面積)、「ハ」から「ホ」までに記入した床面積、「ヘ」から「ニ」までに記入した床面積(これらの面積が、次の(1)から(6)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積)及び「ラ」に記入した床面積を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「タ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、6欄「ホ」(2)によることとします。

ものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。

⑭ (略)

⑮ 10欄の「ウ」の延べ面積及び「カ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積(この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。))の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。)の床面積の合計の3分の1の面積)、「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「エ」までに記入した床面積(これらの面積が、次の(1)から(6)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積)を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「カ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、6欄「ホ」(2)によることとします。

<p>(1)～(6) (略)</p> <p>⑩ 6欄の「ハ」、 「ニ」、 「ヘ」及び「ト」、 9欄の「ロ」並びに10欄の「ク」は、百分率を用いてください。</p> <p>⑪ (略)</p> <p>⑫ (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>第四十九号の三様式 (第十条の四の土関係) (A4)</p> <p>(第三面)</p> <p>敷地別概要</p>	<p>(1)～(6) (略)</p> <p>⑩ 6欄の「ハ」、 「ニ」、 「ヘ」及び「ト」、 9欄の「ロ」並びに10欄の「カ」は、百分率を用いてください。</p> <p>⑪ (略)</p> <p>⑫ (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>第四十九号の三様式 (第十条の四の五関係) (A4)</p> <p>(第三面)</p> <p>敷地別概要</p>
<p>【1. 敷地の番号】～【6. 敷地面積】 (略)</p> <p>【7. 現に存する建築物の容積率】</p> <p>【イ. 建築物全体】～【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】 (略)</p> <p>【ホ. 認定機械室等の部分】</p> <p>【ヘ. 自動車車庫等の部分】～【ロ. 宅配ボックスの設置部分】 (略)</p> <p>【ハ. その他の不算入部分】</p> <p>【ニ. 住宅の部分】～【ヒ. 容積率】 (略)</p>	<p>【1. 敷地の番号】～【6. 敷地面積】 (略)</p> <p>【7. 現に存する建築物の容積率】</p> <p>【イ. 建築物全体】～【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>【ホ. 自動車車庫等の部分】～【ロ. 宅配ボックスの設置部分】 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>【ニ. 住宅の部分】～【ヒ. 容積率】 (略)</p>
<p>【8. 現に存する建築物に係る許可・認定等】～【10. 備考】 (略)</p> <p>(注意)</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 第三面関係</p> <p>①～⑫ (略)</p> <p>⑬ 7欄の「ロ」は建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇</p>	<p>【8. 現に存する建築物に係る許可・認定等】～【10. 備考】 (略)</p> <p>(注意)</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 第三面関係</p> <p>①～⑫ (略)</p> <p>⑬ 7欄の「ロ」は建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇</p>

降路の部分、「ニ」は共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」は住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものに設ける機械室その他これに類する建築物の部分（建築基準法施行規則第10条の4の4に規定する建築設備を設置するためのものであって、同規則第10条の4の5各号に掲げる基準に適合するものに限る。）で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの、「ヘ」は自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ト」は専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「チ」は蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「リ」は自家発電設備を設ける部分、「ヌ」は貯水槽を設ける部分、「ル」は宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分、「ワ」は住宅の用途に供する部分、「カ」は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。また、建築基準法合以外の法令の規定により、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分を有する場合には、「ワ」は当該部分の床面積を記入してください。

⑭ (略)

⑮ 7欄の「ヨ」の延べ面積及び「ク」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若し

降路の部分、「ニ」は共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」は自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ヘ」は専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」は蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「チ」は自家発電設備を設ける部分、「リ」は貯水槽を設ける部分、「ヌ」は宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分、「ル」は住宅の用途に供する部分、「ワ」は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。

⑭ (略)

⑮ 7欄の「ク」の延べ面積及び「カ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若し

<p>くは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。)の床面積の合計の3分の1の面積)、<u>「ハ」から「ホ」までに記入した床面積</u>、「<u>ニ</u>」から「<u>ユ</u>」までに記入した床面積(これらの面積が、次の(1)から(6)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積) <u>及び「ヲ」に記入した床面積を除いた面積</u>とします。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>⑩ (略)</p> <p>⑰ 6欄の「ハ」、<u>「ニ」</u>、「<u>ヘ</u>」及び「<u>ト</u>」並びに7欄の「<u>カ</u>」は、百分率を用いてください。</p>	<p>くは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。)の床面積の合計の3分の1の面積)、<u>「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「カ」までに記入した床面積</u>(これらの面積が、次の(1)から(6)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積) <u>を除いた面積</u>とします。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>⑩ (略)</p> <p>⑰ 6欄の「ハ」、<u>「ニ」</u>、「<u>ヘ</u>」及び「<u>ト</u>」並びに7欄の「<u>カ</u>」は、百分率を用いてください。</p>
<p>第四十九号の四様式 <u>(第十条の四の土関係)</u> (A4) (略)</p>	<p>第四十九号の四様式 <u>(第十条の四の五関係)</u> (A4) (略)</p>
<p>第四十九号の五様式 <u>(第十条の四の土関係)</u> (A4) (略)</p>	<p>第四十九号の五様式 <u>(第十条の四の五関係)</u> (A4) (略)</p>
<p>第四十九号の六様式 <u>(第十条の四の土関係)</u> (A4) (略)</p>	<p>第四十九号の六様式 <u>(第十条の四の五関係)</u> (A4) (略)</p>
<p>第四十九号の七様式 <u>(第十条の四の土関係)</u> (A4) (第二面)</p> <p>敷地に関する事項</p>	<p>第四十九号の七様式 <u>(第十条の四の八関係)</u> (A4) (第二面)</p> <p>敷地に関する事項</p>
<p>【1. 敷地の番号】～【6. 敷地面積】 (略)</p>	<p>【1. 敷地の番号】～【6. 敷地面積】 (略)</p>
<p>【7. 現に存する建築物の容積率】</p>	<p>【7. 現に存する建築物の容積率】</p>

<p>【イ. 建築物全体】～【三. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】 (略)</p> <p>【ホ. 認定機械室等の部分】</p> <p>【ハ. 自動車車庫等の部分】～【ニ. 宅配ボックスの設置部分】 (略)</p> <p>【イ. その他の不算入部分】</p> <p>【ロ. 住宅の部分】～【ハ. 容積率】 (略)</p> <p>【8. その他必要な事項】・【9. 備考】 (略)</p> <p>(注意)</p> <p>1. ・ 2. (略)</p> <p>3. 第二面関係</p> <p>①～⑫ (略)</p> <p>⑬ 7欄の「ロ」は建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」は共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」は住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものに設ける機械室その他これに類する建築物の部分(建築基準法施行規則第10条の4の4に規定する建築設備を設置するためのものであって、同規則第10条の4の5各号に掲げる基準に適合するものに限る。)で、<u>特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの</u>、「ヘ」は自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分、「ト」は専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「チ」は蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分、「ユ」は自家発電設備を設ける部分、「ヌ」は貯水槽を設ける部分、「ル」は宅配ボックス(配達された物</p>	<p>【イ. 建築物全体】～【三. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>【ホ. 自動車車庫等の部分】～【ニ. 宅配ボックスの設置部分】 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>【ロ. 住宅の部分】～【ハ. 容積率】 (略)</p> <p>【8. その他必要な事項】・【9. 備考】 (略)</p> <p>(注意)</p> <p>1. ・ 2. (略)</p> <p>3. 第二面関係</p> <p>①～⑫ (略)</p> <p>⑬ 7欄の「ロ」は建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」は共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」は自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分、「ヘ」は専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」は蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分、「チ」は自家発電設備を設ける部分、「ユ」は貯水槽を設ける部分、「ヌ」は自家発電設備を設ける部分、「ル」は自家発電設備を設ける部分、「レ」は自家発電設備を設ける部分、「ヌ」は貯水槽を設ける部分、「ル」は自家発電設備を設ける部分、「レ」は自家発電設備を設ける部分、</p>
--	---

品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分、「ワ」は住宅の用途に供する部分、「カ」は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。また、建築基準法令以外の法令の規定により、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分を有する場合ににおいては、「ワ」は当該部分の床面積を記入してください。

⑭ (略)

⑮ 7 欄の「ヨ」の延べ面積及び「タ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1の面積）、「ハ」から「ホ」までに記入した床面積、「ヘ」から「ニ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(6)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積）及び「ワ」に記入した床面積を除いた面積とします。

(1)～(6) (略)

⑯ (略)

⑰ 6 欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」並びに7 欄の「タ」は、百分率を用いてください。

⑭ (略)

⑮ 7 欄の「ワ」の延べ面積及び「カ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1の面積）、「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「ニ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(6)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積）を除いた面積とします。

(1)～(6) (略)

⑯ (略)

⑰ 6 欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」並びに7 欄の「カ」は、百分率を用いてください。

<p>第四十九号の八様式 (第十七条の四の十三関係) (A4) (略)</p> <p>第五十号様式 (第十七条の四の十三関係) (A4) (略)</p> <p>第六十一号様式 (第十条の十六関係) (A4) (第二面)</p> <p>申請区域及びその区域内の建築物等に関する事項</p>	<p>第四十九号の八様式 (第十七条の四の八関係) (A4) (略)</p> <p>第五十号様式 (第十七条の四の八関係) (A4) (略)</p> <p>第六十一号様式 (第十条の十六関係) (A4) (第二面)</p> <p>申請区域及びその区域内の建築物等に関する事項</p>
<p>【1. 地名地番】～【10. 建築面積】 (略)</p>	<p>【1. 地名地番】～【10. 建築面積】 (略)</p>
<p>【11. 延べ面積】 (略)</p> <p>【イ. 建築物全体】～【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】 (略)</p> <p>【ホ. 認定機械室等の部分】 () () () () ()</p> <p>【ヘ. 自動車車庫等の部分】～【ニ. 宅配ボックスの設置部分】 (略)</p> <p>【ユ. その他の不算入部分】 () () () () ()</p> <p>【エ. 住宅の部分】～【エ. 延べ面積の申請区域の面積に対する割合】 (略)</p>	<p>【11. 延べ面積】 (略)</p> <p>【イ. 建築物全体】～【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>【ホ. 自動車車庫等の部分】～【ニ. 宅配ボックスの設置部分】 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>【エ. 住宅の部分】～【エ. 延べ面積の申請区域の面積に対する割合】 (略)</p>
<p>【12. 用途地域】～【19. 備考】 (略)</p>	<p>【12. 用途地域】～【19. 備考】 (略)</p>
<p>建築物別概要 (第三面)</p>	<p>建築物別概要 (第三面)</p>

【1. 建築物の番号】

- 【2. 工事種別等】 新築 増築 改築 移転 大規模の
修繕 大規模の模様替 既設

【3. 構造】～【11. 備考】 (略)

(注意)

1. ・ 2. (略)
3. 第二面関係
①～⑬ (略)

⑭ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるもの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものに設ける機械室その他これに類する建築物の部分(建築基準法施行規則第10条の4の4に規定する建築設備を設置するためのものであつて、同規則第10条の4の5各号に掲げる基準に適合するものに限る。)で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの、「ヘ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分、「ト」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「チ」に蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分、「ユ」に自家発電設備を設ける部分、「ヨ」に貯水槽を設ける部分、「ル」に宅配ボックス(配達された物品(荷受人が不在その他の事由により受け取

【1. 建築物の番号】

- 【2. 工事種別等】 新築 増築 改築 移転 既設

【3. 構造】～【11. 備考】 (略)

(注意)

1. ・ 2. (略)
3. 第二面関係
①～⑬ (略)

⑭ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるもの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分、「ヘ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「ユ」に貯水槽を設ける部分、「ヨ」に宅配ボックス(配達された物品(荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。)の一時保管のための荷受箱をいう。)を設ける部分、「ル」に住宅の用途に供する部分、「ヲ」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。

ることができないものに限る。)の一時保管のための荷受箱をいう。)を設ける部分、「ユ」に住宅の用途に供する部分、「カ」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。また、建築基準法令以外の法令の規定により、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分を有する場合においては、「ラ」に当該部分の床面積を記入してください。

⑮ (略)

⑩ 11欄の「ヨ」及び「タ」の延べ面積は、申請区域内の建築物の各階の床面積の合計から「ロ」に記入した敷地ごとの床面積(この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。))の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。)の床面積の合計の3分の1の面積)の合計、「ハ」から「ホ」までの合計欄に記入した床面積に「ニ」から「ユ」までの合計欄に記入した床面積(これらの面積が、次の(1)から(6)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、申請区域内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、申請区域内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積)及び「ラ」の合計欄に記入した床面積を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「タ」の申請区域の面積は、7欄「ホ」(2)によることとします。

(1)～(6) (略)

⑮ (略)

⑩ 11欄の「ユ」及び「カ」の延べ面積は、申請区域内の建築物の各階の床面積の合計から「ロ」に記入した敷地ごとの床面積(この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。))の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。)の床面積の合計の3分の1の面積)の合計、「ハ」及び「ニ」の合計欄に記入した床面積並びに「ホ」から「タ」までの合計欄に記入した床面積(これらの面積が、次の(1)から(6)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、申請区域内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、申請区域内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積)を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「カ」の申請区域の面積は、7欄「ホ」(2)によることとします。

(1)～(6) (略)

<p>⑰～⑲ (略)</p> <p>㉔ 7欄の「ハ」、 「ニ」、 「ヘ」及び「ト」、 10欄の「ロ」並びに11欄の「タ」は、百分率を用いてください。</p> <p>4. (略)</p> <p>第六十一号の二様式(第十条の十六関係) (A4) (第二面)</p> <p>申請区域及びその区域内の建築物等に関する事項</p>	<p>⑰～⑲ (略)</p> <p>㉔ 7欄の「ハ」、 「ニ」、 「ヘ」及び「ト」、 10欄の「ロ」並びに11欄の「カ」は、百分率を用いてください。</p> <p>4. (略)</p> <p>第六十一号の二様式(第十条の十六関係) (A4) (第二面)</p> <p>申請区域及びその区域内の建築物等に関する事項</p>
<p>【1. 地名地番】～【10. 建築面積】 (略)</p> <p>【11. 延べ面積】 (略)</p> <p>【イ. 建築物全体】～【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】 (略)</p> <p>【ホ. 認定機械室等の部分】 () () () () () ()</p> <p>【ヘ. 自動車車庫等の部分】～【ニ. 宅配ボックスの設置部分】 (略)</p> <p>【ヨ. その他の不算入部分】 () () () () () ()</p> <p>【ウ. 住宅の部分】～【タ. 延べ面積の申請区域の面積に対する割合】 (略)</p> <p>【12. 用途地域】～【19. 備考】 (略)</p> <p>建築物別概要 (第三面)</p> <p>【1. 建築物の番号】 (略)</p>	<p>【1. 地名地番】～【10. 建築面積】 (略)</p> <p>【11. 延べ面積】 (略)</p> <p>【イ. 建築物全体】～【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>【ホ. 自動車車庫等の部分】～【ニ. 宅配ボックスの設置部分】 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>【ウ. 住宅の部分】～【カ. 延べ面積の申請区域の面積に対する割合】 (略)</p> <p>【12. 用途地域】～【19. 備考】 (略)</p> <p>建築物別概要 (第三面)</p> <p>【1. 建築物の番号】 (略)</p>

【2. 工事種別等】 新築 増築 改築 移転 大規模の
修繕 大規模の模様替 既設

【3. 構造】～【11. 備考】 (略)

(注意)

1. ・ 2. (略)
3. 第二面関係
- ①～⑬ (略)

⑭ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるもの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものに設ける機械室その他これに類する建築物の部分(建築基準法施行規則第10条の4の4に規定する建築設備を設置するためのものであって、同規則第10条の4の5各号に掲げる基準に適合するものに限る。)で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの、「ヘ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分、「上」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「チ」に蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分、「ユ」に自家発電設備を設ける部分、「ヌ」に貯水槽を設ける部分、「ル」に宅配ボックス(配達された物品(荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。)の一時保管のための荷受箱をいう。)を設ける部分、「ロ」に住宅の用途に供する部分、「カ」に老

【2. 工事種別等】 新築 増築 改築 移転 既設

【3. 構造】～【11. 備考】 (略)

(注意)

1. ・ 2. (略)
3. 第二面関係
- ①～⑬ (略)

⑭ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるもの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分、「ヘ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「上」に蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「ユ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に宅配ボックス(配達された物品(荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。)の一時保管のための荷受箱をいう。)を設ける部分、「ル」に住宅の用途に供する部分、「ロ」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。

人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。また、建築基準法令以外の法令の規定により、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分を有する場合においては、「ヨ」に当該部分の床面積を記入してください。

⑮ (略)

⑯ 11欄の「ヨ」及び「ヅ」の延べ面積は、申請区域内の建築物の各階の床面積の合計から「ロ」に記入した敷地ごとの床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1の面積）の合計、「ハ」から「ホ」までの合計欄に記入した床面積並に「ヘ」から「ビ」までの合計欄に記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(6)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、申請区域内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、申請区域内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積）及び「ヨ」の合計欄に記入した床面積を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「ヅ」の申請区域の面積は、7欄「ホ」(2)によることとします。

(1)～(6) (略)

⑰～⑱ (略)

⑳ 7欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、10欄の「ロ」並びに

⑮ (略)

⑯ 11欄の「ユ」及び「ユ」の延べ面積は、申請区域内の建築物の各階の床面積の合計から「ロ」に記入した敷地ごとの床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1の面積）の合計、「ハ」及び「ニ」の合計欄に記入した床面積並に「ホ」から「ユ」までの合計欄に記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(6)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、申請区域内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、申請区域内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積）を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「ユ」の申請区域の面積は、7欄「ホ」(2)によることとします。

(1)～(6) (略)

⑰～⑱ (略)

⑳ 7欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、10欄の「ロ」並びに

<p>11欄の「<u>ク</u>」は、百分率を用いてください。</p> <p>4. (略)</p> <p>第六十五号様式 (第十条の二十一関係) (A4) (第二面) 建築物及びその敷地に関する事項</p>	<p>11欄の「<u>カ</u>」は、百分率を用いてください。</p> <p>4. (略)</p> <p>第六十五号様式 (第十条の二十一関係) (A4) (第二面) 建築物及びその敷地に関する事項</p>
<p>【1. 敷地の番号】～【10. 建築面積】 (略)</p>	<p>【1. 敷地の番号】～【10. 建築面積】 (略)</p>
<p>【11. 延べ面積】</p> <p>【イ. 建築物全体】～【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】 (略)</p> <p>【ホ. 認定機械室等の部分】</p> <p>【ヘ. 自動車車庫等の部分】～【ハ. 宅配ボックスの設置部分】 (略)</p> <p>【ニ. その他の不算入部分】</p> <p>【フ. 住宅の部分】～【ク. 容積率】 (略)</p>	<p>【11. 延べ面積】</p> <p>【イ. 建築物全体】～【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>【ホ. 自動車車庫等の部分】～【ハ. 宅配ボックスの設置部分】 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>【フ. 住宅の部分】～【カ. 容積率】 (略)</p>
<p>【12. 建築物の数】～【14. 備考】 (略)</p>	<p>【12. 建築物の数】～【14. 備考】 (略)</p>
<p>(注意)</p> <p>1. ・ 2. (略)</p> <p>3. 第二面関係</p> <p>①～⑭ (略)</p> <p>⑮ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づき条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅又は老人ホーム</p>	<p>(注意)</p> <p>1. ・ 2. (略)</p> <p>3. 第二面関係</p> <p>①～⑭ (略)</p> <p>⑮ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づき条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅又は老人ホーム</p>

ム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものに設ける機械室その他これに類する建築物の部分（建築基準法施行規則第10条の4の4に規定する建築設備を設置するためのものであつて、同規則第10条の4の5各号に掲げる基準に適合するものに限る。）で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの、「ヘ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ト」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「チ」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「リ」に自家発電設備を設ける部分、「ヌ」に貯水槽を設ける部分、「ル」に宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分、「ロ」に住宅の用途に供する部分、「カ」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。また、建築基準法令以外の法令の規定により、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分を有する場合においては、「ヲ」に当該部分の床面積を記入してください。

⑯ (略)

⑰ 11欄の「ヨ」の延べ面積及び「ク」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若し

ム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ヘ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分、「ル」に住宅の用途に供する部分、「ヲ」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。

⑯ (略)

⑰ 11欄の「リ」の延べ面積及び「ク」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若し

<p>くは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。)の床面積の合計の3分の1の面積)、<u>「ハ」</u>から<u>「ホ」</u>までに記入した床面積、<u>「ニ」</u>から<u>「ユ」</u>までに記入した床面積(これらの面積が、次の(1)から(6)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積)及び「<u>ヲ</u>」に記入した床面積を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合には、「<u>タ</u>」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、8欄「<u>ホ</u>」(2)によることとします。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>⑧ 8欄の「<u>ハ</u>」、<u>「ニ」</u>、<u>「ヘ」</u>及び「<u>ト</u>」、10欄の「<u>ロ</u>」並びに11欄の「<u>タ</u>」は、百分率を用いてください。</p> <p>4. (略)</p> <p>第六十五号の二様式(第十条の二十一関係) (A4) (第二面) 建築物及びその敷地に関する事項</p>	<p>くは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。)の床面積の合計の3分の1の面積)、<u>「ハ」</u>及び<u>「ニ」</u>に記入した床面積並びに「<u>ホ</u>」から「<u>ユ</u>」までに記入した床面積(これらの面積が、次の(1)から(6)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積)を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合には、「<u>カ</u>」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、8欄「<u>ホ</u>」(2)によることとします。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>⑧ 8欄の「<u>ハ</u>」、<u>「ニ」</u>、<u>「ヘ」</u>及び「<u>ト</u>」、10欄の「<u>ロ</u>」並びに11欄の「<u>カ</u>」は、百分率を用いてください。</p> <p>4. (略)</p> <p>第六十五号の二様式(第十条の二十一関係) (A4) (第二面) 建築物及びその敷地に関する事項</p>
<p>【1. 敷地の番号】～【10. 建築面積】 (略)</p> <p>【11. 延べ面積】</p> <p>【イ. 建築物全体】～【三. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】 (略)</p> <p>【ホ. 認定機械室等の部分】</p> <p>【ハ. 自動車庫等の部分】～【ニ. 宅配ボックスの設置部分】 (略)</p> <p>【ユ. その他の不算入部分】</p> <p>【エ. 住宅の部分】～【オ. 容積率】 (略)</p>	<p>【1. 敷地の番号】～【10. 建築面積】 (略)</p> <p>【11. 延べ面積】</p> <p>【イ. 建築物全体】～【三. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>【ホ. 自動車庫等の部分】～【ニ. 宅配ボックスの設置部分】 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>【エ. 住宅の部分】～【オ. 容積率】 (略)</p>

【12. 建築物の数】～【14. 備考】 (略)

(注意)

1. ・ 2. (略)

3. 第二面関係

①～⑭ (略)

⑮ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるもの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものに設ける機械室その他これに類する建築設備を設置するもの(建築基準法施行規則第10条の4の4に規定する建築設備を設置するためのものであって、同規則第10条の4の5各号に掲げる基準に適合するものに限る。)で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの、「ヘ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分、「ト」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「チ」に蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分、「ヅ」に自家発電設備を設ける部分、「ヌ」に貯水槽を設ける部分、「ル」に宅配ボックス(配達された物品(荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。))の一時保管のための荷受箱をいう。)を設ける部分、「ユ」に住宅の用途に供する部分、「カ」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。また、建築基準法令以

【12. 建築物の数】～【14. 備考】 (略)

(注意)

1. ・ 2. (略)

3. 第二面関係

①～⑭ (略)

⑮ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるもの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分、「ヘ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「ヅ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に宅配ボックス(配達された物品(荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。))の一時保管のための荷受箱をいう。)を設ける部分、「ユ」に住宅の用途に供する部分、「カ」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。

外の法令の規定により、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分を有する場合においては、「ラ」に当該部分の床面積を記入してください。

⑯ (略)

⑰ 11欄の「ヨ」の延べ面積及び「ヅ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1の面積）、「ハ」から「ホ」までに記入した床面積、「ヘ」から「ニ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(6)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積）及び「ラ」に記入した床面積を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合には、「ヅ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、8欄「ホ」(2)によることとします。

(1)～(6) (略)

⑱ 8欄の「ハ」、 「ニ」、 「ヘ」及び「ト」、 10欄の「ロ」並びに11欄の「ヅ」は、百分率を用いてください。

4. (略)

第六十七号の三様式（第十条の二十三、第十条の二十四関係）（A4）

⑯ (略)

⑰ 11欄の「ユ」の延べ面積及び「カ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1の面積）、「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「ユ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(6)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積）を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合には、「カ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、8欄「ホ」(2)によることとします。

(1)～(6) (略)

⑱ 8欄の「ハ」、 「ニ」、 「ヘ」及び「ト」、 10欄の「ロ」並びに11欄の「カ」は、百分率を用いてください。

4. (略)

第六十七号の三様式（第十条の二十三、第十条の二十四関係）（A4）

これらに類するものに設ける機械室その他これに類する建築物の部分（建築基準法施行規則第10条の4の4に規定する建築設備を設置するためのものであつて、同規則第10条の4の5各号に掲げる基準に適合するものに限る。）で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの、「ハ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ト」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「チ」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「リ」に自家発電設備を設ける部分、「ヌ」に貯水槽を設ける部分、「ル」に宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分、「ロ」に住宅の用途に供する部分、「カ」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。また、建築基準法令以外の法令の規定により、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分を有する場合には、「ラ」に当該部分の床面積を記入してください。

⑥ (略)

⑦ 5欄の「ヨ」の延べ面積及び「エ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分

車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ハ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分、「ル」に住宅の用途に供する部分、「カ」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。

⑥ (略)

⑦ 5欄の「ロ」の延べ面積及び「カ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分

の1の面積)、「ハ」から「ホ」までに記入した床面積、「ヘ」から「ヒ」までに記入した床面積(これらの面積が、次の(1)から(6)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積) 及び「ロ」に記入した床面積を除いた面積とします。

また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合には、「タ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、第二面7欄「ホ」(2)によることとします。

(1)～(6) (略)

⑧～⑬ (略)

⑭ 4欄の「ロ」及び5欄の「タ」は、百分率を用いてください。

⑮・⑯ (略)

6. . 7. (略)

の1の面積)、「ハ」及び「三」に記入した床面積並びに「ホ」から「ヌ」までに記入した床面積(これらの面積が、次の(1)から(6)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積) を除いた面積とします。

また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合には、「カ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、第二面7欄「ホ」(2)によることとします。

(1)～(6) (略)

⑧～⑬ (略)

⑭ 4欄の「ロ」及び5欄の「カ」は、百分率を用いてください。

⑮・⑯ (略)

6. . 7. (略)

（都市再生特別措置法施行規則の一部改正）

第三条 都市再生特別措置法施行規則（平成十四年国土交通省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>様式第一（第一条の十九第一項関係）（日本産業規格 A 4） （第二面） 建築物及びその敷地に関する事項</p>	<p>様式第一（第一条の十九第一項関係）（日本産業規格 A 4） （第二面） 建築物及びその敷地に関する事項</p>
<p>【1. 地名地番】～【9. 建築面積】（略）</p>	<p>【1. 地名地番】～【9. 建築面積】（略）</p>
<p>【10. 延べ面積】（略） 【イ. 建築物全体】～【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】（略） 【ホ. 認定機械室等の部分】（ ）（ ）（ ） 【ヘ. 自動車車庫等の部分】～【ヒ. 宅配ボックスの設置部分】（略） 【コ. その他の不算入部分】（ ）（ ）（ ） 【ク. 住宅の部分】～【ケ. 容積率】（略）</p>	<p>【10. 延べ面積】（略） 【イ. 建築物全体】～【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】（略）（新設） 【ホ. 自動車車庫等の部分】～【ヒ. 宅配ボックスの設置部分】（略）（新設） 【ク. 住宅の部分】～【ケ. 容積率】（略）</p>
<p>【11. 建築物の数】～【15. 備考】（略） （注意） 1. ・ 2. （略） 3. 第二面関係 ①～⑫（略） ⑬10欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降</p>	<p>【11. 建築物の数】～【15. 備考】（略） （注意） 1. ・ 2. （略） 3. 第二面関係 ①～⑫（略） ⑬10欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降</p>

路の部分、「ニ」に共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものに設ける機械室その他これに類する建築物の部分（建築基準法施行規則第10条の4の4に規定する建築設備を設置するためのものであって、同規則第10条の4の5各号に掲げる基準に適合するものに限る。）で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの、「ヘ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ト」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「チ」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「ツ」に自家発電設備を設ける部分、「ズ」に貯水槽を設ける部分、「ル」に宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分、「エ」に住宅の用途に供する部分、「カ」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。また、建築基準法合以外の法令の規定により、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分がある場合においては、「ヨ」に当該部分の床面積を記入してください。

⑭ (略)

⑮10欄の「ヨ」の延べ面積及び「タ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しく

路の部分、「ニ」に共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ヘ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「ツ」に貯水槽を設ける部分、「ズ」に宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分、「ル」に住宅の用途に供する部分、「エ」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。

⑭ (略)

⑮10欄の「エ」の延べ面積及び「カ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しく

<p>は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。)の床面積の合計の3分の1の面積)、<u>「ハ」から「ホ」までに記入した床面積</u>、「<u>ヘ</u>」から「<u>カ</u>」までに記入した床面積(これらの面積が、次の(1)から(6)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積) <u>及び「コ」に記入した床面積を除いた面積</u>とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合には、「<u>ク</u>」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、6欄「ホ」(2)によることとします。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>⑩6欄の「ハ」、<u>「ニ」</u>、「<u>ヘ</u>」及び「ト」、9欄の「ロ」並びに10欄の「<u>ク</u>」は、百分率を用いてください。</p> <p>⑪ (略)</p> <p>4. (略)</p>	<p>は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。)の床面積の合計の3分の1の面積)、<u>「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「ユ」までに記入した床面積</u>(これらの面積が、次の(1)から(6)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積) <u>を除いた面積</u>とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合には、「<u>カ</u>」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、6欄「ホ」(2)によることとします。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>⑩6欄の「ハ」、<u>「ニ」</u>、「<u>ヘ</u>」及び「ト」、9欄の「ロ」並びに10欄の「<u>カ</u>」は、百分率を用いてください。</p> <p>⑪ (略)</p> <p>4. (略)</p>
--	---

（マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則の一部改正）

第四条 マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則（平成十四年国土交通省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>様式第15 (第五十二条関係) (第二面) 建築物及びその敷地に関する事項</p>	<p>様式第15 (第五十二条関係) (第二面) 建築物及びその敷地に関する事項</p>
<p>【1. 地名地番】～【8. 建築面積】 (略)</p>	<p>【1. 地名地番】～【8. 建築面積】 (略)</p>
<p>【9. 延べ面積】 (略) 【イ. 建築物全体】～【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】 (略) 【ホ. 認定機械室等の部分】 () () () () 【ヘ. 自動車車庫等の部分】～【ニ. 宅配ボックスの設置部分】 (略) 【フ. その他の不算入部分】 () () () () 【エ. 住宅の部分】～【オ. 容積率】 (略)</p>	<p>【9. 延べ面積】 (略) 【イ. 建築物全体】～【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】 (略) (新設) 【ホ. 自動車車庫等の部分】～【ニ. 宅配ボックスの設置部分】 (略) (新設) 【フ. 住宅の部分】～【オ. 容積率】 (略)</p>
<p>【10. 建築物の数】～【14. 備考】 (略)</p>	<p>【10. 建築物の数】～【14. 備考】 (略)</p>
<p>(注意) 1. ・ 2. (略) 3. 第二面関係 ①～⑩ (略) ⑫ 9欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム等の用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に住宅</p>	<p>(注意) 1. ・ 2. (略) 3. 第二面関係 ①～⑩ (略) ⑫ 9欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム等の用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動</p>

又は老人ホーム等に設ける機械室その他これに類する建築物の部分
(建築基準法施行規則第10条の4の4に規定する建築設備を設置する
 ためのものであって、同規則第10条の4の5各号に掲げる基準に
 適合するものに限る。)で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上
 及び衛生上支障がないと認めるもの、「ハ」に自動車車庫その他の
 専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操
 車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分、「ト」に専ら防
 災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「チ」に蓄電池(床
 に据え付けるものに限る。)を設ける部分、「リ」に自家発電設
 備を設ける部分、「ヌ」に貯水槽を設ける部分、「ル」に宅配ボツ
 クス(配達された物品(荷受人が不在その他の事由により受け取る
 ことができないものに限る。)の一時保管のための荷受箱をいう。
)を設ける部分、「レ」に住宅の用途に供する部分、「カ」に老人
 ホーム等の用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入すること。
 また、建築基準法令以外の法令の規定により、容積率の算定の基礎
 となる延べ面積に算入しない部分を有する場合においては、「ラ」
 に当該部分の床面積を記入すること。

⑬ (略)

⑭ 9欄の「ヨ」の延べ面積及び「ク」の容積率の算定の基礎となる
 延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積(こ
 の面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム等の用途に供する部
 分(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム
 等の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。)の床面積
 の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅
 及び老人ホーム等の用途に供する部分(エレベーターの昇降路の部
 分又は共同住宅若しくは老人ホーム等の共用の廊下若しくは階段の
 用に供する部分を除く。)の床面積の合計の3分の1の面積)、「
 ハ」から「ホ」までに記入した床面積、「ヘ」から「ル」までに記
 入した床面積(これらの面積が、次の(1)から(6)までに掲げる建築物
 の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれ

車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
 (誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分、「
 ハ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「
 ト」に蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分、「
 チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「
 ル」に宅配ボツクス(配達された物品(荷受人が不在その他の事由
 により受け取ることができないものに限る。)の一時保管のための
 荷受箱をいう。)を設ける部分、「レ」に住宅の用途に供する部分
 、「カ」に老人ホーム等の用途に供する部分のそれぞれの床面積を
 記入すること。

⑬ (略)

⑭ 9欄の「レ」の延べ面積及び「カ」の容積率の算定の基礎となる
 延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積(こ
 の面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム等の用途に供する部
 分(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム
 等の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。)の床面積
 の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅
 及び老人ホーム等の用途に供する部分(エレベーターの昇降路の部
 分又は共同住宅若しくは老人ホーム等の共用の廊下若しくは階段の
 用に供する部分を除く。)の床面積の合計の3分の1の面積)、「
 ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「ル」までに記
 入した床面積(これらの面積が、次の(1)から(6)までに掲げる建築物
 の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれ

それ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合において、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積) 及び「ウ」に記入した床面積を除いた面積とする。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合には、「タ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、6欄「ホ」(2)によることとする。

(1)～(6) (略)

⑮ 6欄の「ハ」、⑮「ニ」、⑮「ヘ」及び「ト」、8欄の「ロ」並びに9欄の「タ」は、百分率を用いること。

⑯ (略)

4. (略)

それ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合において、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積) を除いた面積とする。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合には、「カ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、6欄「ホ」(2)によることとする。

(1)～(6) (略)

⑮ 6欄の「ハ」、⑮「ニ」、⑮「ヘ」及び「ト」、8欄の「ロ」並びに9欄の「ウ」は、百分率を用いること。

⑯ (略)

4. (略)

（長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第五条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成二十一年国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第九号様式（第十八条関係）（日本産業規格A列4番） （第二面） 建築物及びその敷地に関する事項</p>	<p>第九号様式（第十八条関係）（日本産業規格A列4番） （第二面） 建築物及びその敷地に関する事項</p>
<p>【1. 地名地番】～【9. 建築面積】（略）</p>	<p>【1. 地名地番】～【9. 建築面積】（略）</p>
<p>【10. 延べ面積】（略） 【イ. 建築物全体】～【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】（略） 【ホ. 認定機械室等の部分】（ ）（ ）（ ） 【ヘ. 自動車庫等の部分】～【ニ. 宅配ボックスの設置部分】（略） 【フ. その他の不算入部分】（ ）（ ）（ ） 【エ. 住宅の部分】～【オ. 容積率】（略）</p>	<p>【10. 延べ面積】（略） 【イ. 建築物全体】～【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】（略）（新設） 【ホ. 自動車庫等の部分】～【ニ. 宅配ボックスの設置部分】（略）（新設） 【フ. 住宅の部分】～【オ. 容積率】（略）</p>
<p>【11. 建築物の数】～【15. 備考】（略）</p>	<p>【11. 建築物の数】～【15. 備考】（略）</p>
<p>（注意） 1. ・2.（略） 3. 第二面関係 ①～⑫（略） ⑬ 10欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム等の用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下又は階段の用に供する部</p>	<p>（注意） 1. ・2.（略） 3. 第二面関係 ①～⑫（略） ⑬ 10欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム等の用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下又は階段の用に供する部</p>

分、「ホ」に住宅又は老人ホーム等に設ける機械室その他これに類する建築物の部分（建築基準法施行規則第10条の4の4に規定する建築設備を設置するためのものであって、同規則第10条の4の5各号に掲げる基準に適合するものに限る。）で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるもの、「ヘ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ト」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「チ」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「リ」に自家発電設備を設ける部分、「ヌ」に貯水槽を設ける部分、「ル」に宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分、「ユ」に住宅の用途に供する部分、「カ」に老人ホーム等の用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。また、建築基準法令以外の法令の規定により、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分を有する場合においては、「ヨ」に当該部分の床面積を記入してください。

⑭ (略)

⑮ 10欄の「ヨ」の延べ面積及び「ク」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム等の用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム等の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム等の用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム等の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1の面積）、「ハ」から「ホ」までに

分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ヘ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取るることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分、「ル」に住宅の用途に供する部分、「ユ」に老人ホーム等の用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。

⑭ (略)

⑮ 10欄の「ユ」の延べ面積及び「カ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム等の用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム等の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム等の用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム等の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1の面積）、「ハ」及び「ニ」に記入

<p>記入した床面積、「ㄎ」から「ㄎ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(6)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積）及び「ㄎ」に記入した床面積を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合には、「ㄎ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、6欄「ホ」(2)によることとします。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>⑩ 6欄の「ハ」、 「ニ」、 「ㄎ」及び「ト」、 9欄の「ロ」並びに10欄の「ㄎ」は、百分率を用いてください。</p> <p>⑪ (略)</p> <p>4. (略)</p>	<p>した床面積並びに「ホ」から「ㄎ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(6)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積）を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合には、「ㄎ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、6欄「ホ」(2)によることとします。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>⑩ 6欄の「ハ」、 「ニ」、 「ㄎ」及び「ト」、 9欄の「ロ」並びに10欄の「ㄎ」は、百分率を用いてください。</p> <p>⑪ (略)</p> <p>4. (略)</p>
--	---

（津波防災地域づくりに関する法律施行規則の一部改正）

第六条 津波防災地域づくりに関する法律施行規則（平成二十三年国土交通省令第九十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>別記様式第三（第六条第一項関係）（日本産業規格A4） （第二面） 建築物及びその敷地に関する事項</p>	<p>別記様式第三（第六条第一項関係）（日本産業規格A4） （第二面） 建築物及びその敷地に関する事項</p>
<p>【1. 地名地番】～【9. 建築面積】（略）</p>	<p>【1. 地名地番】～【9. 建築面積】（略）</p>
<p>【10. 延べ面積】（略） 【イ. 建築物全体】～【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】（略） 【ホ. 認定機械室等の部分】（ ）（ ）（ ） 【ヘ. 自動車車庫等の部分】～【ヒ. 宅配ボックスの設置部分】（略） 【フ. その他の不算入部分】（ ）（ ）（ ） 【ユ. 住宅の部分】～【ヨ. 容積率】（略）</p>	<p>【10. 延べ面積】（略） 【イ. 建築物全体】～【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】（略） （新設） 【ホ. 自動車車庫等の部分】～【ヒ. 宅配ボックスの設置部分】（略） （新設） 【ユ. 住宅の部分】～【ヨ. 容積率】（略）</p>
<p>【11. 建築物の数】～【15. 備考】（略） （注意） 1. ・ 2. （略） 3. 第二面関係 ①～⑫（略） ⑬10欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他こ</p>	<p>【11. 建築物の数】～【15. 備考】（略） （注意） 1. ・ 2. （略） 3. 第二面関係 ①～⑫（略） ⑬10欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他こ</p>

れらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものに設ける機械室その他これに類する建築物の部分（建築基準法施行規則第10条の4の4に規定する建築設備を設置するためのものであって、同規則第10条の4の5各号に掲げる基準に適合するものに限る。）

で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの、「ヘ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「上」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「チ」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「リ」に自家発電設備を設ける部分、「ヌ」に貯水槽を設ける部分、「ル」に宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分、「エ」に住宅の用途に供する部分、「カ」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。また、建築基準法合以外の法令の規定により、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分を有する場合においては、「ワ」に当該部分の床面積を記入してください。

⑭ (略)

⑮10欄の「ヨ」の延べ面積及び「ク」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下

れらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ヘ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「上」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分、「ル」に住宅の用途に供する部分、「エ」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。

⑭ (略)

⑮10欄の「ク」の延べ面積及び「カ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下

<p>若しくは階段の用に供する部分を除く。)の床面積の合計の3分の1の面積)、 「ハ」から「ホ」までに記入した床面積、 「ヘ」から「エ」までに記入した床面積 (これらの面積が、 次の(1)から(6)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、 敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、 敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積) 及び「ウ」に記入した床面積を除いた面積とします。また、 建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合には、 「エ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、 6欄「ホ」(2)によることとします。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>⑯6欄の「ハ」、 「ニ」、 「ヘ」及び「ト」、 9欄の「ロ」並びに10欄の「エ」は、 百分率を用いてください。</p> <p>⑰ (略)</p> <p>4. (略)</p>	<p>若しくは階段の用に供する部分を除く。)の床面積の合計の3分の1の面積)、 「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「エ」までに記入した床面積 (これらの面積が、 次の(1)から(6)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、 敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、 敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積) を除いた面積とします。また、 建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合には、 「エ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、 6欄「ホ」(2)によることとします。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>⑯6欄の「ハ」、 「ニ」、 「ヘ」及び「ト」、 9欄の「ロ」並びに10欄の「エ」は、 百分率を用いてください。</p> <p>⑰ (略)</p> <p>4. (略)</p>
---	---

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にある第二条から第六条までの規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。